**令和元年度　第１回淡路市国民健康保険運営協議会要約議事録**

１　日時

　　令和元年８月２９日（木）１４時～１５時３０分

２　場所

　　淡路市役所　２号館２階　第４会議室

３　出席者

　　１５名中１３名出席

　　事務局（福祉総務課、健康増進課、税務課）

４　協議結果

（１）会長の選任など

（２）協議事項

①平成３０年度淡路市国民健康保険特別会計の決算状況について

　　　　　事務局より説明

　　　②保健事業について

　　　　　事務局より説明

５　質疑

（１）会長の選任等について

（事務局）

　会長、会長職務代理者の選出にあたり、選出方法について、ご意見をお願いします。

（委員）

　事務局一任。

（事務局）

それでは事務局より提案します。

会長はＡ委員に、会長職務代理はＢ委員にお願い致します。

【会長　就任挨拶】

（事務局）

　規則により、議長は協議会の会長がこれにあたるとなっています。

以後の進行は会長にお願いします。

（会長）

　次第６、議事録署名委員の選任について、慣例により、被保険者代表、公益代表から各１名を会長が指名させていただいております。

今回は被保険者代表としてＣ委員、公益代表からＤ委員にお願い申し上げます。

（２）次第７　協議事項

①平成３０年度淡路市国民健康保険特別会計の決算状況について

　【事務局、資料に基づいて説明】

（委員）

資料９ページ、基金の残高が５億円余りとなっている。

予算上でどれだけの額を予定しているのか。また、増加の理由は何か。

（事務局）

　基金は、保険給付費の５％程度が目安とされている。淡路市に当てはめると約２億２０００万円程度。主な使用目的は、税率を決める際に、上昇幅を抑制するために利用すること。

基金が増加した理由は、平成２７年度に高額薬剤が保険適用となったことに伴い、保険給付費が増大したことにより、平成２９年度前期高齢者交付金が増えた。その結果、平成２９年度の繰越金が増大し、基金が増えたと分析している。

（委員）

一人当たり医療費は少しずつ上がっている。

税額で言えば、一人当たりどれくらいになるのか。

（事務局）

一人当たり税額は、調定額で示している。平成３０年度の一人当たり調定額は１０万２１９５円。平成２９年度は１０万９７３９円。兵庫県下で３番目。１番目が芦屋市、２番目が南あわじ市、３番目が淡路市となっています。

（委員）

　高いということか。

（事務局）

　そうです。

健康保険税に占める所得割額が高いため、このような結果となっております。

（委員）

　先ほどもあったが、もう一度基金残高が増えている理由を聞かせてください。

（事務局）

　平成２７年度に高額薬剤が保険適用となったことに伴い、保険給付費が増大し、平成２９年度前期高齢者交付金が増加。その結果繰越金が増大し、基金が増えたと分析している。

（委員）

　それともうひとつ、基金の残高の目安も。

（事務局）

おおむね保険給付費の５％。淡路市に当てはめると約２億２０００万円程度となります。

（委員）

２ページのその他一般会計繰入金の内容を教えてください。

（事務局）

　特定健康診査等の事業費分として、２１００万円、福祉医療を行うことで国から課せられたペナルティが発生しており、そのペナルティのうち、２分の１を繰り入れしておりまして、１１９０万円となっております。

（委員）

ペナルティとはどういう意味か。

（事務局）

　国からは、福祉医療事業が行えるということは、余裕があると判定されている、という意味です。

しかしながら、福祉医療事業は全国的にほとんどの自治体で実施している。このペナルティを課すことが適当かどうかということは自治体からよく言われていること。国への要望としてよく挙げられます。

②保健事業について

【事務局、資料に基づき説明】

（委員）

特定健診の実施状況が地区ごとにばらつきがある。一宮が一番受診率が高く、北淡が低い。この差は何が考えられるか。

（事務局）

はっきりした根拠は明確ではないが、淡路市合併時点で既に地区によって受診率にばらつきがあった。その時から一宮地区は受診率が高かったことから、継続して受けていただけているのではないか。また、医療機関の環境によっても差が出ると考えられる。医療機関が充実しているエリアでは、医療機関で受診することで健康管理をされているケースもあると思われる。

（委員）

歯科検査で要検査となった場合、用紙を持ってこられる。それを淡路市に再提出すると思うが、検査に行かれた人の受診者数や受診率などはわかるか。

（事務局）

把握はできているが、今手元に資料がない。返信を頂くシステムにしていると返ってきたものが受診率の根拠となる。本人には、もし医療機関で用紙を書いてもらっていなくても、行ってきたという申し出があれば、記録として残すようにしている。

（委員）

来られる人の中には、この用紙をどうしたら良いのか全然わかっていない人もいると思うが。

（事務局）

　返信用封筒を付けてお渡ししている。

（委員）

もしこれを提出しなかったらまた来るのか。

（事務局）

　未受診の方に勧奨する取り組みを行っているので、全ての方というわけではないが、再度送っている。

（委員）

返信は、ファックスとかでは駄目なのか。

（事務局）

大丈夫です。

（委員）

４ページのメタボの関係で、予備群の人には勉強会があったかと思うが、今も継続しているのか。

（事務局）

継続している。

（委員）

参加者数が少なかったように思うが。

（事務局）

　健診結果はあまり変わらないので、継続して受診していると同じ方が来られる。そして、１回目２回目は来てくれた方も３回目以降は来なくなるという課題がある。中には訪問するケースもあるし、教室の中身を変えたり工夫しているが、参加率は伸び悩んでいる。

（委員）

教室にいけば意識改革になる。結果を渡すだけでは効果がないと思うので、もう少し勧奨を行っていただきたい。

（３）次第８　報告事項

①今後のスケジュールについて

(事務局)

　今後のスケジュールについては、運営協議会規則第５条をご覧ください。

　これにより、開催予定は次のとおり。

　令和元年度は８月と１月。

　令和２年度は８月と１月。それと、保険税の算定を行うため、もう１回。

　令和３年度は８月と１月。

②昨今の国民健康保険に関する動き

【事務局、資料に基づき説明】

（委員）

平成３０年度から都道府県化しているが、高齢化率の高い自治体に支援の動きはないか。

（事務局）

７５歳以上になると後期高齢者医療に移り、国保とは別となる。国民健康保険には前期高齢者支援金というものがある。今までは市に直接支払われていたが、広域化により、県に入っている。６５歳以上の方については、通常よりも交付金が手厚くなっており、高齢化率の高い所への支援につながっていると考えられる。予算上では見えなくなっているが、実態としては、かなり補填されていると考えられる。

（委員）

国保税の徴収率について過年度分の徴収率を上げるのは難しいと思うが、推移は。

（事務局）

平成２１年度が１８．９、平成２５年度が１５．８、平成２８年度が２２．２、最近は２０％半ばで推移している。

（委員）

過年度が滞納している人は現年度分もたまっているのか。

（事務局）

過年度から徴収しており、現年度分はたまっている。

（委員）

　難しいとは思うが、平等性を考え、徴収率を上げていただきたい。

　国民健康保険特別会計の状況で、平成２６年度から３０年度にかけて、世帯数や被保険者数が減少し、一人当たり医療費は増加している。このまま推移すると、保険税への影響は。

（事務局）

保険税は所得に応じているため、引き続き厳しい状況は続くと思われる。

（委員）

不納欠損の理由で多いのは何か。

（事務局）

不納欠損は、地方税法第１５条の７による滞納処分、執行停止から３年が経過したもの、地方税法１８条の第１項の５年の時効により消滅したもの、の２つがある。滞納処分は、①財産がない場合、②滞納処分をすることで生活を著しく困窮させる場合、③所在、財産が不明な場合に行う。その後３年経過し、状況が変わらなければ、不納欠損処理となる。

また、５年時効のケースにおいても、５年間何もしていないわけではなく、その間に財産調査を行い、執行停止をかけているが、時効の方が執行停止から３年経過するよりも先になるケースが多い。

（委員）

不納欠損を上げれば上げるほど徴収率は上がるということか。

（事務局）

上がります。

（委員）

今滞納されている方の保険証はどのようになっているのか。

（事務局）

全く納付の無い方には資格者証を交付している。

相談の上一部納付をしていただいた方には１カ月の短期証を出し、毎月更新している。

完納になれば通常の保険証を交付する。

（４）次第９　その他

（事務局）

国保運営協議会の公開方法について、お諮りいただきたい。

議事録をホームページで公開すべきか、傍聴を認めるべきか。

洲本市は傍聴も議事録のホームページ公開もしている。

南あわじ市は、議事録の公開はしていない。

（委員）

ホームページで公開するとなれば、今回からかそれとも次回からか。

（事務局）

　承諾いただければ今回からと考えている。

（事務局）

　議事録の公開は、個人の名前は示さず、委員からの発言という形にしようと思う。

（委員）

　委員名簿は公開するのか。

（事務局）

　委員名簿は公開します。

（委員）

　他市の状況でも、ほとんどのケースが公開されている。国保運営協議会を公開しないという理由はないと思われる。どの方法を採るのかは別にして、何かしらの方法で公開することは前向きに検討すべきだと思う。

（委員）

　すぐに傍聴をしたいという要望などはあるのか。

（事務局）

　国保運営協議会をいつ行うかといった情報も公開しておりませんでしたので、傍聴したいといった要望は今のところはありません。税率の見直しを審議する場合などには関心のある方からの傍聴の要請が出てくることが考えられます。

そういう事案がありましたら、会長に都度相談し決定していきたいと考えております。

（会長）

　それでは、ホームページへの議事録の掲載は行うこととし、傍聴については段階を踏んで行うことを検討していくということでよろしいか。よければ拍手をお願いします。

【拍手多数】

【閉会】

以　上